

以下の手続きはスマートフォン等で申請が可能です

- 手続きには PC、スマートフォンなどが必要です。
- 通信料については利用者負担となりますのでご注意ください。
- 申請には身分証明書（運転免許証、マイナンバーカードなど）が必要です

<p><u>入所保留証明書等の発行</u></p> <p>保育施設等への入所を申請したが、入所できなかった場合に、育児休業や育児休業給付の延長のために必要となることがある「入所保留証明書」について発行を申請するものです。</p>	 <p>https://logoform.jp/form/HrG9/146101</p>
<p><u>求職活動に関する申立書</u></p> <p>保育施設等を利用するにあたって、認定事由を求職活動に変更する際の申し立てとなります。</p>	 <p>https://logoform.jp/form/HrG9/146536</p>
<p><u>育児休業申請書（出産に伴う退職を含む）</u></p> <p>すでに保育施設等を利用中の方が、認定事由を「出産（出産に伴う退職含む）」、「育児休業取得」に変更する際の申請となります。</p>	 <p>https://logoform.jp/form/HrG9/147852</p>
<p><u>変更届</u></p> <p>すでに保育施設等を利用中の方が、認定事由を変更する際の申請となります。</p> <ul style="list-style-type: none">・支給認定区分／保育必要量の変更・住所変更、保護者変更、児童名の変更、世帯構成の変更・保育を必要とする事由の変更	 <p>https://logoform.jp/form/HrG9/152277</p>
<p><u>保育施設退所（取下・辞退）届</u></p> <p>以下の場合の届け出となります。</p> <p>「退所」：現在利用中の施設を退所する。</p> <p>「取下」：新規入所申込をしたが、取り下げをする。</p> <p>「辞退」：利用希望の施設に決定したが、入所前に辞退する。</p>	 <p>https://logoform.jp/form/HrG9/152038</p>